

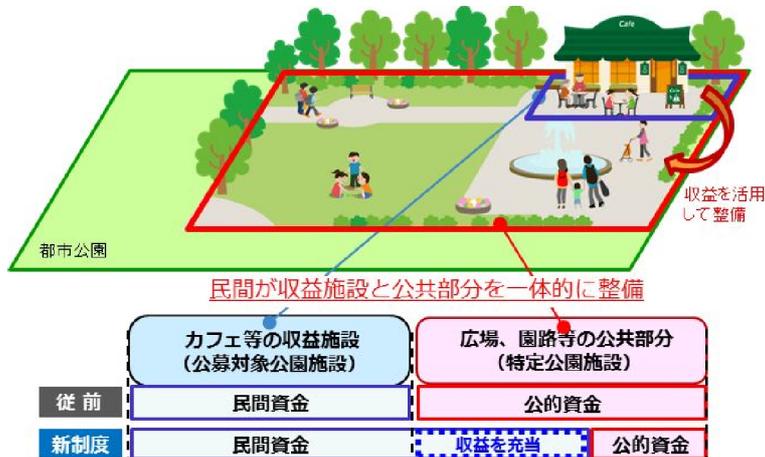
大法師公園便益施設等設置事業 公募設置管理制度の概要等

1. 公募設置管理制度（Park-PFI）の概要

公募設置管理制度（Park-PFI）は、公園利用者の利便の向上に資する公園施設であって収益施設である施設（公募対象公園施設）の設置と、当該施設から生じる収益を活用して、その周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用する公園施設（特定公園施設）を一体的に整備・改修等を行う民間事業者を公募により選定する制度です。下記の3つの特徴を有しています。

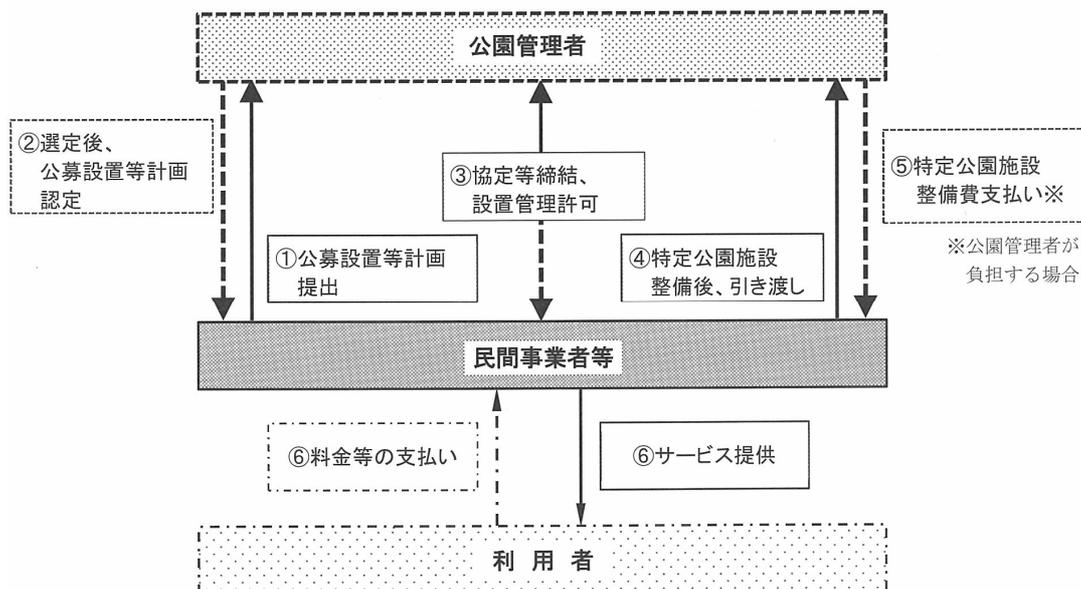
- ①民間事業者が設置管理する公園施設（公募対象公園施設）の収益を当該公園の整備に還元するものであること。
- ②公園施設の設置管理を行う民間事業者を公募により選定すること。
- ③民間事業者を誘導するインセンティブとして、公園施設の設置管理許可期間や建ぺい率等に関する特例措置が適用されること。

図1 公募設置管理制度の整備イメージ



資料：都市公園の質の向上に向けた Park-PFI 活用ガイドライン（平成 29 年 8 月、国土交通省）

図2 公募設置管理制度の事業スキームイメージ



資料：Park-PFI 活用の手引き（平成 30 年 9 月、一般社団法人 日本公園緑地協会）

図3 公募対象公園施設として設置することができる公園施設

注： 公募対象公園施設として設置することができる公園施設

施設種類	法第2条第2項・施行令第5条の規定
園路広場	・園路、広場
修景施設	・植栽、芝生、花壇、いけがき、日陰たな、噴水、水流、池、滝、つき山、彫像、灯籠、石組、飛石、その他これらに類するもの (施行令第5条第1項)
休養施設	・休憩所、ベンチ、野外卓、ピクニック場、キャンプ場、その他これらに類するもの ・都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定める休養施設、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定める休養施設 (施行令第5条第2項)
遊戯施設	・ぶらんこ、滑り台、シーソー、ジャングルジム、ラダー、砂場、徒渉池、舟遊場、魚釣場、メリーゴーラウンド、遊戯用電車、野外ダンス場その他これらに類するもの ・都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定める休養施設、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定める遊戯施設 (施行令第5条第3項)
運動施設	・野球場、陸上競技場、サッカー場、ラグビー場、テニスコート、バスケットボール場、バレーボール場、ゴルフ場、ゲートボール場、水泳プール、温水利用型健康運動施設、ボート場、スケート場、スキー場、相撲場、弓場、乗馬場、鉄棒、つり輪、リハビリテーション用運動施設、その他これらに類するもの及びこれらに附属する観覧席、更衣所、控室、運動用具倉庫、シャワー、その他これらに類する工作物 ・都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定める運動施設、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定める運動施設 (施行令第5条第4項)
教養施設	・植物園、温室、分区園、動物園、動物舎、水族館、自然生態園、野鳥観察所、動植物の保護繁殖施設、野外劇場、野外音楽堂、図書館、陳列館、天体又は気象観測施設、体験学習施設、記念碑その他これらに類するもの ・古墳、城跡、旧宅その他の遺跡及びこれらを復原したもので歴史上又は学術上価値の高いもの ・都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定める教養施設、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定める教養施設 (施行令第5条第5項)
便益施設	・飲食店 [*] 、売店、宿泊施設、駐車場、園内移動用施設及び便所並びに荷物預り所、時計台、水飲場、手洗場その他これらに類するもの (施行令第5条第6項) ※飲食店：風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第二条第四項に規定する接待飲食等営業に係るものを除く
管理施設	・門、柵、管理事務所、詰所、倉庫、車庫、材料置場、苗畑、掲示板、標識、照明施設、ごみ処理場（廃棄物の再生利用のための施設を含む。）、くず箱、水道、井戸、暗渠、水門、雨水貯留施設、水質浄化施設、護岸、擁壁、発電施設（環境への負荷の低減に資するものとして国土交通省令で定める [*] ものに限る。）、その他これらに類するもの（施行令第5条第7項） ※規則第一条：1.風力発電施設、2.太陽電池発電施設、3.燃料電池発電施設、4.前三号に掲げる発電施設に類するもの
その他の施設	・展望台及び集会所 ・食糧、医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫その他災害応急対策に必要な施設で、国土交通省令で定める [*] もの ※規則第一条の二：耐震性貯水槽、放送施設、情報通信施設、ヘリポート、係留施設、発電施設及び延焼防止のための散水施設 (施行令第5条第8項)

資料：Park-PFI 活用の手引き（平成30年9月、一般社団法人 日本公園緑地協会）

2. 公募設置管理制度（Park-PFI）の特例措置

公募設置管理制度の導入により、下記の3つの特例措置があります。

- ①設置管理期間の特例
- ②建ぺい率の特例
- ③占用物件（利便増進施設）の特例

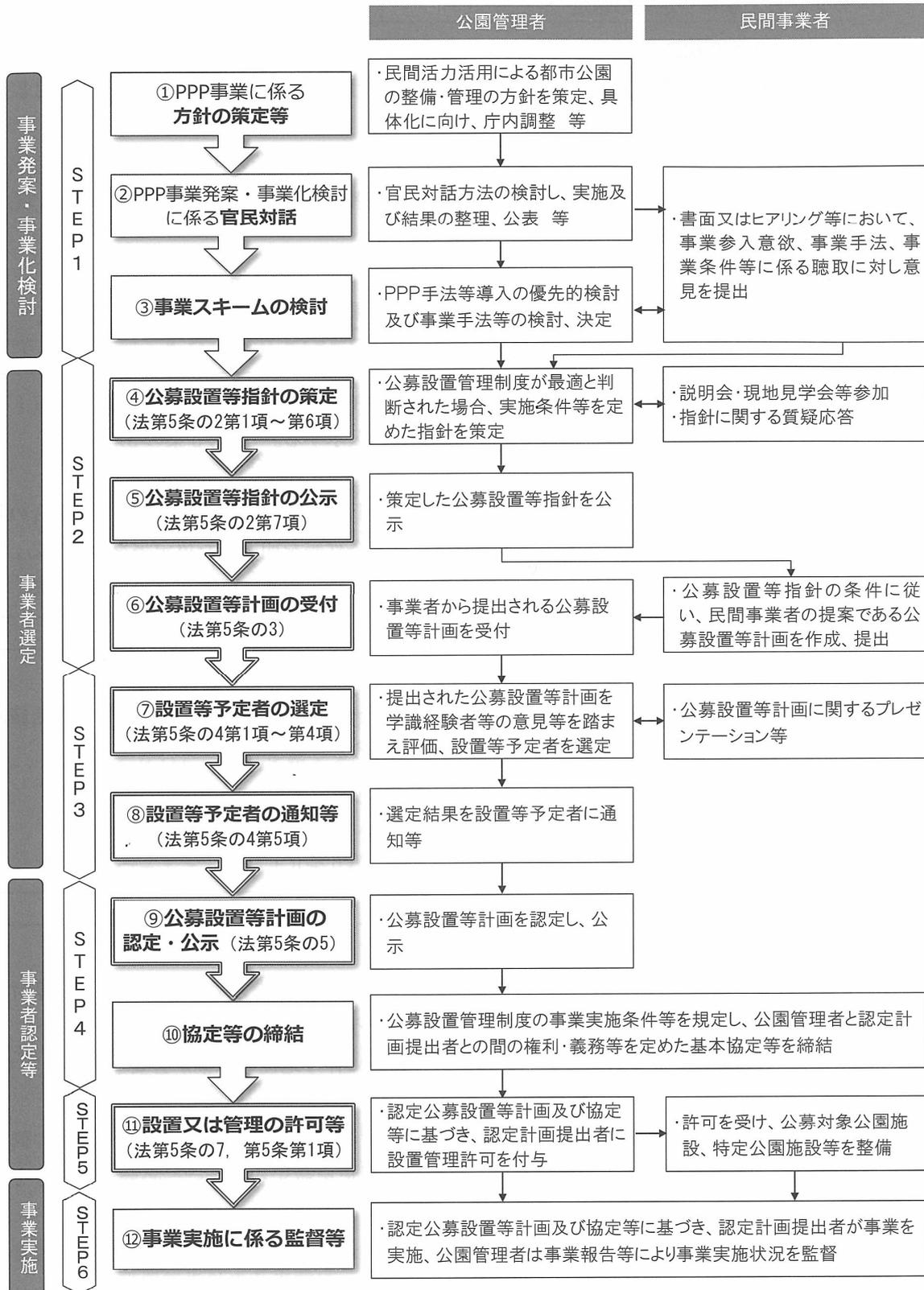
表1 公募設置管理制度の特例措置

特例措置	概要
①設置管理期間	<ul style="list-style-type: none"> ・認定公募設置等計画の有効期間は最長 20 年 ・設置管理許可の更新を保証 <p>⇒設置管理許可期間の上限が 10 年であるため、認定公募設置等計画の有効期間が 10 年を超える場合、認定計画提出者は期間の終了前に設置管理許可の更新申請を行う必要がある。</p>
②建ぺい率	<ul style="list-style-type: none"> ・公募対象公園施設の建ぺい率の上乗せ <p>⇒公募対象公園施設については 10%を参酌して条例で定める範囲を限度として建ぺい率を上乗せすることができる。</p> <p>⇒富士川町の場合、条例で公園施設の建ぺい率が 2%と規定されているため、公募対象公園施設の建ぺい率は上限 12%となる。</p>
③占用物件	<ul style="list-style-type: none"> ・認定公募設置等計画に基づく利便増進施設である自転車駐車場、看板、広告塔を占用物件として設置可能 ・地域住民の利便の増進に資する観点から設置。 <p>⇒例えば、公共自転車駐車場やレンタサイクルポート、地域の催しに関する情報提供を主たる目的とした看板・広告塔など。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市公園の機能や利用に支障を及ぼさないための技術的基準等あり <p>⇒占用物件の技術的基準：施行令第 15 条及び第 16 条に規定</p> <p>⇒利便増進施設の基準：施行令第 15 条第 3 号の 2 及び第 3 号の 3 に規定</p> <p>⇒例えば、駐輪場は都市公園の外周に接する場所に設置、看板・広告塔は都市公園の風致の維持又は美観の形成に寄与など。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・占用許可の期間（10 年を超えることができない） <p>⇒10 年を超える場合は、認定計画提出者は期間の終了前に更新申請を行う必要がある。</p>

3. 公募設置管理制度の手続きの流れ

公募設置管理制度の手続きの流れは、下記のとおりです。

図4 公募設置管理制度の手続きの流れ



法に定められた公募設置管理制度の手続き

資料：Park-PFI 活用の手引き（平成30年9月、一般社団法人 日本公園緑地協会）